

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月23日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第5号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～30 略					1～30 略				
31 災害対策基本 法（昭和36年法 律第223号）	第13条第 1項	略			31 災害対策基本 法（昭和36年法 律第223号）	第13条第 1項	略		
	第21条	略				第21条	略		
	第23条第 7項	<u>香川県災害対策本部 長からの協力の要求 に対する措置</u>		○	第23条第 6項	香川県の災害対策本 部長からの指示に対 する措置	○		
	第23条の 2第7項	<u>市町災害対策本部長 からの協力の要求に 対する措置（第23条 第7項の準用）</u>		○					
	第28条第 2項	略							第28条第 2項
	第28条第 3項	<u>非常災害対策本部長 からの協力の要求に 対する措置</u>		○	第28条の 6第2項	略			
	第28条の 6第2項	略							

第28条の6第3項	緊急災害対策本部長からの協力の要求に対する措置		○
第29条第1項	略		
第29条第3項～第46条第2項 略			
第47条第1項及び第2項	略		
第47条の2第1項	災害予防責任者としての防災教育の実施		○
第47条の2第2項	災害予防責任者としての防災教育を行うおとすときの公私の団体への協力の要求		○
第48条第1項・第48条第2項 略			
第48条第4項	災害予防責任者としての防災訓練を行うおとすときの公私の団体への協力の要求		○
第49条	略		
第49条の2	災害予防責任者としての相互応援に関する協定の締結	○	
	災害予防責任者としての共同防災訓練の実施その他応援に係る必要な措置		○
第50条第2項	略		
第51条第1項	略		

第29条第1項	略		
第29条第3項～第46条第2項 略			
第47条第1項及び第2項	略		
第48条第1項・第48条第2項 略			
第48条第4項	災害予防責任者としての公私の団体への協力の要求		○
第49条	略		
第50条第2項	略		
第51条	略		

第58条	略		
第68条	市町長等からの応援の要求又は災害応急対策の実施の要請に対する措置		○
第70条第2項・第70条第3項 略			
第74条第1項	災害応急対策の実施のための他の都道府県知事等に対する応援の要求		○
	災害応急対策の実施のための他の都道府県知事等からの応援の要求に対する措置		○
第76条第1項・第76条第2項 略			
第76条の4	略		
第86条の8	備蓄する物資又は資材の供給に関する協力		○
第87条	略		

(1)・(2) 略

第58条	略		
第68条第1項	市町長等からの応援の要求又は応急措置の実施の要請に対する措置		○
第70条第2項・第70条第3項 略			
第74条第1項	応急措置実施のための他の都道府県知事等に対する応援(大規模なものに限る。)の要求	○	
	応急措置実施のための他の都道府県知事等に対する応援(大規模なものを除く。)の要求		○
	応急措置実施のための他の都道府県知事等からの応援(大規模なものに限る。)の要求に対する措置	○	
	応急措置実施のための他の都道府県知事等からの応援(大規模なものを除く。)の要求に対する措置		○
第76条第1項・第76条第2項 略			
第76条の4	略		
第87条	略		

(1)・(2) 略

32～44 略

45 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第13条第1項	略		
	第20条	地震防災応急対策責任者としての情報の収集及び伝達（災害対策基本法第51条第1項の準用）		○
	第21条第2項・第24条 略			
	第26条第1項	略		
	第26条第1項	市町長等からの応援の要求又は応急措置の実施の要請に対する措置（災害対策基本法第68条の準用）		○
第26条第1項	災害応急対策の実施のための他の都道府県知事等に対する応援の要求（災害対策基本法第74条第1項の準用）		○	

32～44 略

45 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第13条第1項	略		
	第17条第8項	香川県地震災害警戒本部長からの指示に対する措置		○
	第20条	地震防災応急対策責任者としての情報の収集及び伝達（災害対策基本法第51条の準用）		○
	第21条第2項・第24条 略			
	第26条第1項	略		
第26条第1項	市町長等からの応援の要求又は応急措置の実施の要請に対する措置（災害対策基本法第68条第1項の準用）		○	
第26条第1項	応急措置実施のための他の都道府県知事等に対する応援（大規模なものに限る。）の要求（災害対策基本法第74条第1項の準用）		○	
第26条第1項	応急措置実施のための他の都道府県知事等に対する応援（大規模なものを除く。）の要求（災害対策基本法第74条第1項の準用）		○	

		災害応急対策の実施のための他の都道府県知事等からの応援の要求に対する措置 (災害対策基本法第74条第1項の準用)		○
--	--	---	--	---

第32条第1項～第32条第3項 略

(1) 略

46～60 略

61 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	第20条第2項	略		
	第20条第5項	原子力災害対策本部長からの協力の要求に対する措置		○
	第26条第2項・第27条第2項 略			
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	災害予防責任者としての原子力災害の防災に関する組織の整備等（災害対策基本法第47条第1項及び第2項の読替え適用）		○
	災害予防責任者とし			

		応急措置実施のための他の都道府県知事等からの応援（大規模なものに限る。）の要求に対する措置 (災害対策基本法第74条第1項の準用)		○
		応急措置実施のための他の都道府県知事等からの応援（大規模なものを除く。）の要求に対する措置 (災害対策基本法第74条第1項の準用)		○

第32条第1項～第32条第3項 略

(1) 略

46～60 略

61 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	第20条第3項	略		
	第26条第2項・第27条第2項 略			
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	災害予防責任者としての原子力災害の防災に関する組織の整備等（災害対策基本法第47条第1項の読替え適用）		○
		災害予防責任者とし		

第28条第1項	ての防災教育の実施 (災害対策基本法第47条の2第1項の読替え適用)		○
第28条第1項	災害予防責任者としての防災教育を行おうとするときの公私の団体への協力の要求(災害対策基本法第47条の2第2項の読替え適用)		○
第28条第1項	略		
第28条第1項	災害予防責任者としての防災訓練を行おうとするときの公私の団体への協力の要求(災害対策基本法第48条第4項の読替え適用)		○
第28条第1項	略		
第28条第1項	災害予防責任者としての相互応援に関する協定の締結(災害対策基本法第49条の2の読替え適用)	○	
第28条第1項	災害予防責任者としての共同防災訓練の実施その他応援に係る必要な措置(災害対策基本法第49条の2の読替え適用)		○
	災害応急対策責任者		

第28条第1項	略		
第28条第1項	災害予防責任者としての公私の団体への協力の要求(災害対策基本法第48条第4項の読替え適用)		○
第28条第1項	略		
	災害応急対策責任者		

第28条第1項	としての情報の収集及び伝達（災害対策基本法第51条第1項の読替え適用）		○
第28条第1項	市町長等からの応援の要求又は災害応急対策の実施の要請に対する措置（災害対策基本法第68条の読替え適用）		○
第28条第1項	緊急事態応急対策の実施のための他の都道府県知事等に対する応援の要求（災害対策基本法第74条第1項の読替え適用）		○
	緊急事態応急対策の実施のための他の都道府県知事等からの応援の要求に対する措置（災害対策基本法第74条第1項の読替え適用）		○

第28条第1項	としての情報の収集及び伝達（災害対策基本法第51条の読替え適用）		○
第28条第1項	市町長等からの応援の要求又は応急措置の実施の要請に対する措置（災害対策基本法第68条第1項の読替え適用）		○
第28条第1項	応急措置実施のための他の都道府県知事等に対する応援（大規模なものに限る。）の要求（災害対策基本法第74条第1項の読替え適用）	○	
	応急措置実施のための他の都道府県知事等に対する応援（大規模なものを除く。）の要求（災害対策基本法第74条第1項の読替え適用）		○
	応急措置実施のための他の都道府県知事等からの応援（大規模なものに限る。）の要求に対する措置（災害対策基本法第74条第1項の読替え適用）	○	
	応急措置実施のための他の都道府県知事		

第28条第2項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	備蓄する物資又は資材の供給に関する協力（原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法第86条の8の読替え適用）		○
	香川県災害対策本部長からの協力の要求		

	等からの応援（大規模なものを除く。）の要求に対する措置（災害対策基本法第74条第1項の読替え適用）		○
第28条第2項	香川県災害対策本部長からの指示に対する措置（原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法第23条第6項の読替え適用）	○	
第28条第2項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	略		

	第28条第3項	に対する措置（原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法第23条第7項の読替え適用）		○
	第28条第3項	略		
	第28条第3項	略		
(1) 略				
62・63 略				
64	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	略		
64の2	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）	第46条第11項	都市再生整備計画に関する市町との協議	○
65	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	略		
66～68の5 略				
68の6	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	第8条第1項	略	
		第8条第3項	略	
		第14条	略	
		第15条第1項	略	
		第15条第	略	

	第28条第3項	略		
	第28条第3項	略		
(1) 略				
62・63 略				
64	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	略		
65	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	略		
66～68の5 略				
68の6	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	第9条第1項	略	
		第9条第3項	略	
		第13条	略	
		第14条第1項	略	
		第14条第	略	

	2項			
	第16条	略		
	第17条	略		
68の7 略				
68の8 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）	略			
68の9 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）	第7条第5項	低炭素まちづくり計画に係る市町との協議		○
	第7条第8項	低炭素まちづくり計画の変更に係る市町との協議（第7条第5項の準用）		○
	第26条第5項	軌道利便増進実施計画に係る意見の聴取に対する回答		○
	第26条第8項	軌道利便増進実施計画の変更に係る意見の聴取に対する回答（第26条第5項の準用）		○
	第29条第4項	道路運送利便増進実施計画に係る意見の聴取に対する回答		○
	第29条第7項	道路運送利便増進実施計画の変更に係る意見の聴取に対する回答（第29条第4項の準用）		○

	2項			
	第15条	略		
	第16条	略		
68の7 略				
68の8 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）	略			

備考
略

備考
略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。